

平成 15 年度に係る業務の実績評価について

文部科学省独立行政法人評価委員会が本年 8 月 30 日に開催され、独立行政法人理化学研究所（野依良治理事長）の平成 15 年度の業務の実績評価が決定されましたのでここに報告いたします。

1. 評価の内容

（詳細は別紙の「独立行政法人理化学研究所の平成 15 年度に係る業務の実績に関する評価」参照）

2. 上記の評価を受けての野依理事長の考えは下記のとおりであります。

【理事長談話】

独立行政法人理化学研究所の平成 15 年度の業務実績に関して、独立行政法人評価委員会には、大変な労力を費やして評価していただいたことに感謝いたします。

業務の実績について、高く評価して頂いたところは今後も更に伸ばしていき、指摘された一部の問題については全所を挙げてその改善に取り組んでいく所存であります。

研究活動全般についての評価が S ないしは A 評定であったことは、科学技術に関する試験及び研究等業務を総合的に行い、その成果を広く社会に還元していくことを使命とする研究所としては大きな励みであります。引き続き、優れた研究成果を生み出すとともに、産業界及び社会への還元について積極的に取り組んでいきたいと思っております。

研究所運営に係る点、特に B 評定を受けた点については、各々について担当理事の下に適切な体制を設け、中期計画を達成するために一層努力してまいります。

最後に、今後も輝かしい理研を作るべく、役職員一丸となって邁進していく所存であります。

（参考 1）独立行政法人通則法

（独立行政法人評価委員会）

第 12 条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

---（中略）---

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 32 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

---（以下略）---

(参考 2) 文部科学省独立行政法人評価委員会で評価が決定するまでの過程

- 6月17日:平成15年度実績に係る文部科学省独立行政法人評価委員会・科学技術・学術分科会・理化学研究所部会(以下、「理研部会」という。)にて評価方法について議論
- 6月30日:理化学研究所から平成15年度実績報告書を提出
- 7月13日、17日:理研部会にて理研の業務実績状況についてヒアリング
- 8月3日:理研部会での評価の実施
- 8月9日:文部科学省独立行政法人評価委員会・科学技術・学術分科会での評価案の審議
- 8月30日:文部科学省独立行政法人評価委員会にて評価結果決定

以上